

改正

令和2年10月6日規則第21号

鳥羽市景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び鳥羽市景観条例（令和2年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(軽微な変更)

第2条 条例第5条の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 法第8条第2項各号に掲げる事項の変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める変更
(計画提案を踏まえた景観計画の変更をしない場合の通知)

第3条 法第14条第1項の規定による通知は、景観計画提案に関する通知書（様式第1号）により行うものとする。

(届出書等)

第4条 省令第1条第1項及び条例第8条第2項に規定する届出は、景観計画区域内における行為の届出書（様式第2号）によるものとする。

2 条例第8条第2項に規定する届出は、次に掲げる図書を添付して行うものとする。ただし、行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて市長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。

- (1) 行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
- (2) 行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- (3) 景観法施行令（平成16年政令第398号。以下この条及び第6条において「政令」という。）第4条第1号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採を除く。）にあつては、設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- (4) 政令第4条第1号に掲げる行為（土石の採取及び鉱物の掘採に限る。）にあつては、次に掲げる図書
ア 採取又は掘採の方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
イ 採取又は掘採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- (5) 政令第4条第4号に掲げる行為にあつては、堆積する場所及び方法を明らかにする図面で縮尺100分の1以上のもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書
(許可等を受けて行う行為等)

第5条 条例第9条第1項第3号の規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。

- (1) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項又は第34条第2項の規定により許可を受けて行う行為
- (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第1項から第3項までの規定に基づく公園事業の執行、同法第20条第3項の規定により許可を受けて行う行為又は同法第68条第1項の規定による協議に係る行為
- (3) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定により認可を受け、河川法（昭和39年法律第167号）第25条の許可を受けて行う行為又は農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項若しくは第5条第1項の規定により許可を受けて行う行為（仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供する場合に限る。）

(届出を要しない行為及び規模)

第6条 条例第9条第1項第4号の規則で定める行為及び規模は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第16条第1項第3号及び政令第4条第1号に掲げる行為 行為に係る土地の面積が3,000平方メートル以下で、かつ、行為に伴い生ずる擁壁又は法面の高さが5メートル以下又は長さが10メートル

ル以下のもの

- (2) 政令第4条第4号に掲げる行為 行為に係る土地の面積が3,000平方メートル以下で、かつ、高さが5メートル以下のもの
- (3) 建築物の増築又は改築 行為に係る床面積が10平方メートル以下のもの又は外観を変更することとならないもの
- (4) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 行為に係る面積が10平方メートル以下のもの
- (5) 工作物の増築又は改築 行為に係る築造面積が10平方メートル以下のもの
- (6) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 行為に係る面積が10平方メートル以下のもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、別表に定めるもの

2 条例第9条第1項第5号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 国の機関又は地方公共団体が行う行為で市長が別に定めるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が良好な景観づくりに支障を及ぼさないと認める行為（重点地区における届出を要しない行為）

第7条 条例第9条第2項の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するものの建設等で、当該工作物の高さが30メートル以下のもの
- (2) 建築物の増築又は改築で、外観を変更することとならないもの（変更届出書）

第8条 法第16条第2項の規定による届出は、景観計画区域内における行為の変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

（国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知）

第9条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内における行為の通知書（様式第4号）により行うものとする。

（事前協議）

第10条 条例第10条第1項の規定による協議は、景観計画区域内における行為の事前協議申出書（様式第5号）により行うものとする。

（勧告）

第11条 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第6号）により行うものとする。

（勧告等による公表）

第12条 条例第11条第2項の規定による公表は、鳥羽市公告式条例（昭和29年条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 法第16条第3項の規定による勧告を受けた者の住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 勧告に従わない旨の事実
- (3) 勧告の内容
- (4) その他市長が必要と認める事項（変更命令）

第13条 法第17条第1項又は第5項の規定による変更等の命令は、命令書（様式第7号）により行うものとする。

（身分証明書）

第14条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（様式第8号）とする。

（行為の着手制限の期間の短縮）

第15条 条例第14条の規定による通知は、景観計画区域内における届出に係る行為の着手制限期間短縮通知書（様式第9号）によるものとする。

（行為の完了報告）

第16条 条例第15条の規定による報告は、景観計画区域内における行為の届出に係る完了報告書（様式第10号）によるものとする。

(景観重要建造物等の指定の提案の手続)

第17条 法第20条第1項又は法第29条第1項の規定による提案は、景観重要建造物等指定提案書(様式第11号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の通知)

第18条 法第21条第1項又は法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等指定通知書(様式第12号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の標識)

第19条 法第21条第2項又は法第30条第2項の規定により設置する標識は、景観重要建造物等の指定の標識(様式第13号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の現状変更の許可の申請)

第20条 法第22条第1項又は法第31条第1項の規定による許可の申請は、景観重要建造物等現状変更許可申請書(様式第14号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の所有者の変更の届出)

第21条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物等所有者変更届出書(様式第15号)により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定の解除の通知)

第22条 法第27条第3項において準用する法第21条第1項又は法第35条第3項において準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物等解除通知書(様式第16号)により行うものとする。

(原状回復命令等)

第23条 法第23条第1項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)の規定による原状回復命令等は、景観重要建造物等原状回復等命令書(様式第17号)により行うものとする。

(鳥羽市景観審議会の組織)

第24条 条例第18条第1項に規定する鳥羽市景観審議会(以下「審議会」という。)は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長及び副会長)

第25条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長とともに事故があるとき、又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(審議会の会議等)

第26条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 審議会の庶務は、建設課において処理する。

6 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(書類の提出部数)

第27条 法、省令、条例又はこの規則の規定に基づき市長に提出する書類の部数は、法第16条第1項又は第2項の規定により提出する場合にあっては正本1部及び副本1部とし、その他の場合にあっては市長が別に定める部数とする。

(その他)

第28条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

附 則 (令和2年10月6日規則第21号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

届出を要しない行為及び規模（重点地区を除く。）

地域帯	行為		規模
山地の景観ゾーン 海岸と島の景観ゾーン みなとまちの景観ゾーン 国道167号沿道ゾーン	(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		当該建築物の高さ（地盤面からの高さをいう。⑬を除き、以下同じ。）が10メートル以下で、かつ、建築面積が500平方メートル以下のもの
	(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	① 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	当該工作物の高さが30メートル以下のもの
		② 煙突（支柱及び支線があるものについては、これらを含む。）その他これに類するもの	当該工作物の高さが10メートル以下のもの
		③ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（①に掲げるものを除く。）	
		④ 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く。）	
		⑤ 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの	
		⑥ ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設	
		⑦ 擁壁、柵又は塀	当該工作物の高さが5メートル以下又は長さが10メートル以下のもの
		⑧ アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの	当該工作物の高さが10メートル以下で、かつ、築造面積が500平方メートル以下のもの
		⑨ 自動車車庫の用途に供するもの	
		⑩ 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの	
		⑪ 太陽光発電設備（同一敷地内若しくは一団の土地又は水上に設置するものに限る。ただし、建築物の屋根又は屋上等に設置するものを除く。）	
		⑫ その他の工作物	建築物の上端から当該工作物の上端までの高さが5メートル以下又は地盤面から当該工作物の上端までの高さが10
		⑬ ①から⑩に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	

			メートル以下（①に掲げるものにあっては、30メートル以下）のもの
みなとまち（沿道）ゾーン 国道42号沿道ゾーン パールロード沿道ゾーン	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	当該工作物の高さが30メートル以下のもの

様式第 1 号（第 3 条関係）

景観計画提案に関する通知書

（ 番 号 ）
年 月 日

様

鳥羽市長

年 月 日付けで提出のあった景観計画提案については、提案を踏まえた景観計画の変更をしないこととなりましたので、景観法第 1 4 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

提 案 を 行 う 景 観 計 画 の 名 称	
理 由	

（表）

景観計画区域内における行為の届出書

年 月 日

（宛先）鳥羽市長

（〒 ）

届出者 住所氏名
⑩
法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名
電話

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行為の種類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更			
			用途（ ）			
	(2) 工作物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更				
		種類（ ）				
	(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	目的				
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更						
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積						
行為の場所						
行為の着手予定年月日		年 月 日	行為の完了予定年月日		年 月 日	
連絡先	所在地及び電話番号	所在地 電話番号（ ）－				
	名称及び担当者名	名称 担当者名				
※受付欄			※処理欄			

（規格A4）

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項第1号から第4号までに規定する図書を添付してください。
- 3 「届出者」は、建築主・施主の住所、氏名等を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあっては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、届出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。
なお、届出者以外の者が、届出に係る照会に関する回答以外の手続を行う場合は、別途委任状の提出が必要です。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

(別紙 1)

(表)

行為の内容（建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

新築・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください)			届出部分		既存部分		合計			
	敷地面積		㎡		㎡		㎡			
	建築面積		㎡		㎡		㎡			
	延べ面積		(階) ㎡		(階) ㎡		(階) ㎡			
	高さ		m		m		m			
	構造									
	外部仕上げ	屋根	色彩							
			素材							
		外壁	色彩							
			素材							
			届出部分		既存部分		合計			
	敷地の緑化		緑地面積		㎡		㎡		㎡	
			樹種等							
	その他									
	外観の変更 (修繕・模様替・色彩の変更)	(対象建築物)		変更面積		変更後		変更前		
・外観面積 ㎡		・建築面積 ㎡	・延べ面積 ㎡	・高さ m	・構造					
・外観面積 ㎡		・建築面積 ㎡	・延べ面積 ㎡	・高さ m	・構造					
景観上配慮した事項 その他参考となる事項										

備考

- 1 各項目について、建築物の新築に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 3 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
- 4 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。() には、階層を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該建築物の上端までの高さを記入してください。
また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。(マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2)、薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー(5Y8/1.5)等)
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。(例：日本瓦ぶき、着色鉄板瓦棒ぶき、アスファルト露出防水、押出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)
- 9 「その他」欄には、景観計画の景観形成基準に定める外溝、夜間の照明、その他等に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

(別紙 2)

(表)

行為の内容 (工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更)

工作物の種類		(鳥羽市景観条例施行規則別表【 】該当)			
新設・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください)		届出部分	既存部分	合計	
	敷地面積	m ²	m ²	m ²	
	築造面積	m ²	m ²	m ²	
	高さ	() m	() m	() m	
	構造				
	仕上	色彩			
		素材			
	敷地の緑化		届出部分	既存部分	合計
		緑地面積	m ²	m ²	m ²
		樹種等			
	その他				
	色彩の変更 (対象工作物) ・外観面積 m ² ・築造面積 m ² ・高さ m ・構造 ・修繕・模様替・		変更面積	変更後	変更前
色彩		m ²			
素材		m ²			
景観上配慮した事項 その他参考となる事項					

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。【 】には、鳥羽市景観条例施行規則別表中、行為に記載された番号（①～⑬）のうち、該当する番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積」欄には、当該工作物の水平投影面積を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。
増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、届出部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5YR3/3）、淡い黄緑色（2.5GY8/2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5Y8/1.5）等）
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。（例：ステンレスヘアライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットパーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

(別紙 3)

(表)

行為の内容 (開発行為、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積)

開発行為、 土地の開墾 その他の土地の形質の変更	土地の面積 _____m ²	変更後の 土地の形状	
	のり 法面又は 擁壁の規模 高さ_____m	のり 法 面 等 の 外 観	
	長さ_____m 勾配 : _____	緑化の方法	
土石の採取・ 鉱物の掘採	土地の面積 _____m ²	採取又は 掘採の 位置・方法	
	のり 法面又は擁 壁の規模 高さ_____m	跡 地 の 緑 化 の 方 法 等	
	長さ_____m 勾配 : _____		
屋外における 土石・廃棄物・再生 資源その他の物件の堆積	土地の面積 _____m ²	物件の種類	
	堆積又は 貯蔵の高さ 高さ_____m	堆積又は 貯蔵の 位置・方法	
		遮蔽の方法	
景観上配慮した事項 その他参考となる事項			

(裏)

備考

- 1 「開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更」欄
 - (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2) 「法面等の外観」欄には、法面又は擁壁の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
 - (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。
- 2 「土石の採取・鉋物の掘採」欄
 - (1) 「採取又は掘採の位置・方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
 - (2) 「跡地の緑化の方法等」欄には、跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及び法面の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入してください。
- 3 「屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積」欄
 - (1) 「物件の種類」欄には、堆積又は貯蔵する物件の種類について記入してください。
 - (2) 「堆積又は貯蔵の位置・方法」欄は、整然とした堆積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
 - (3) 「遮蔽の方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮蔽するための措置について記入してください。
- 4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 5 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

様式第3号（第8条関係）
景観計画区域内における行為の変更届出書

年 月 日

（宛先）鳥羽市長

届出者 住所氏名（〒 ）
印
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	景観計画区域内における行為の届出書の受付年月日及び受付番号
2	行為の場所
3	設計又は施行方法の変更の概要
〔変更前〕	
〔変更後〕	
4	変更理由

※ 設計又は施行方法の変更の内容が分かる書類及び図書を添付してください。

（表）

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

（宛先）鳥羽市長

（〒 ）

住 所

通知者 名 称

職 氏 名 ⑩

景観法第 16 条第 5 項の規定により、次のとおり通知します。

行 為 の 種 類	建築物等	(1) 建 築 物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更				
		用 途 ()					
	(2) 工 作 物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更					
		種 類 ()					
	(3) 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	目 的					
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更							
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積							
行 為 の 場 所							
行為の着手予定年月日		年 月 日		行為の完了予定年月日		年 月 日	
連 絡 先	所 在 地 及 び 電 話 番 号	所在地 電話番号 () —					
	事務所、課(室)名 及 び 担 当 者 名	事務所等、課(室)名 担当者名					
※ 受 付 欄					※ 処 理 欄		

(規格 A 4)

(裏)

備考

- 1 行為の種類に応じて、別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 2 景観法施行規則第1条第2項第1号から第4号までに規定する図書を添付してください。
- 3 「通知者」は、国の機関又は地方公共団体の住所、名称、代表者の職・氏名を記入してください。
- 4 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては用途(例：庁舎、病院、学校等)を、工作物にあっては種類(例：通信用の鉄塔、高架水槽、擁壁、柵、塀、処理施設等)を()内に記入してください。
- 5 「連絡先」欄は、届出内容の照会先として、担当する者の所属する事務所等の所在地、電話番号、担当者の所属する事務所及び課(室)名、担当者名を記入してください。
- 6 ※印の欄は、記入しないでください。

(別紙 1)

(表)

行為の内容（建築物の新築、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更）

新築・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください)			通 知 部 分		既 存 部 分		合 計		
	敷地面積		m ²		m ²		m ²		
	建築面積		m ²		m ²		m ²		
	延べ面積		(階) m ²		(階) m ²		(階) m ²		
	高 さ		m		m		m		
	構 造								
	外部仕上げ	屋 根	色彩						
			素材						
		外 壁	色彩						
			素材						
			通 知 部 分		既 存 部 分		合 計		
	敷地の緑化	緑地面積		m ²		m ²		m ²	
		樹 種 等							
	そ の 他								
	外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)	(対象建築物)		変更面積		変 更 後		変 更 前	
・外観面積 _____m ²		屋 根	色彩	m ²					
			素材	m ²					
・建築面積 _____m ²		外 壁	色彩	m ²					
			素材	m ²					
・延べ面積 _____m ²									
・高 さ _____m									
・構 造 _____									
景観上配慮した事項 その他参考となる事項									

備考

- 1 各項目について、建築物の新築に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 3 「建築面積」欄には、行為に係る建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を記入してください。
- 4 「延べ面積」欄には、行為に係る建築物の各階の床面積の合計を記入してください。()には、階層を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該建築物の上端までの高さを記入してください。
また、増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、通知部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。(マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色(5YR3/3)、淡い黄緑色(2.5GY8/2)、薄いグレー(N7.5)、薄いアイボリー(5Y8/1.5)等)
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分(屋根面及び壁面のサインを含む。)に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。(例：日本瓦ぶき、着色鉄板瓦棒ぶき、アスファルト露出防水、押出し成形板下地アクリルリシン吹付、コンクリート打放し、小口タイル張り等)
- 9 「その他」欄には、景観計画の景観形成基準に定める外溝、夜間の照明、その他等に関する配慮事項を記入してください。
- 10 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該建築物の建築等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 11 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

(別紙 2)

(表)

行為の内容 (工作物の新設、増築、改築、移転、外観の変更又は色彩の変更)

工作物の種類		(鳥羽市景観条例施行規則別表【 】該当)		
新設・増築・改築・移転 (該当行為に○を付けてください)		通 知 部 分	既 存 部 分	合 計
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	築造面積	m ²	m ²	m ²
	高 さ	() m	() m	() m
	構 造			
	仕 上 げ	通 知 部 分		既 存 部 分
		色 彩		
	緑地面積	通 知 部 分		既 存 部 分
		樹 種 等		
	敷地の緑化			
そ の 他				
色彩の変更 (対象工作物) ・外観面積 m ² ・築造面積 m ² ・高 さ m ・構 造 		変 更 面 積	変 更 後	変 更 前
	色 彩	m ²		
	素 材	m ²		
景観上配慮した事項 その他参考となる事項				

備考

- 1 各項目について、工作物の新設に該当する場合は、既存部分欄の記入は不要です。
- 2 「工作物の種類」欄には、工作物の具体的な名称（例えば、工場の煙突）等を記入してください。【 】には、鳥羽市景観条例施行規則別表中、行為に記載された番号（①～⑬）のうち、該当する番号を記入してください。
- 3 「敷地面積」欄には、行為に係る敷地の水平投影面積を記入してください。
- 4 「築造面積」欄には、当該工作物の水平投影面積を記入してください。
- 5 「高さ」欄には、地盤面から当該工作物の上端までの高さを記入してください。また、建築物と一体となって設置される工作物については、（ ）内に建築物の上端から当該工作物の上端までの高さを記入してください。
増築又は改築によって高さが増加する場合は、既存部分欄に現在の高さを記入し、通知部分欄に増築又は改築する部分の高さを記入してください。合計欄には、増築又は改築後の高さを記入してください。
- 6 「構造」欄には、木造、鉄筋コンクリート造等の別を記入してください。
- 7 「色彩」欄には、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。（マンセル表色系の記号の記入例：濃い茶色（5YR3/3）、淡い黄緑色（2.5GY8/2）、薄いグレー（N7.5）、薄いアイボリー（5Y8/1.5）等）
また、複数の色彩を使用する場合は、「色彩」欄に「別紙のとおり」と記入し、立面図に各色彩を使用する部分（屋根面及び壁面のサインを含む。）に、その色彩を使う面積、色調、色相及びマンセル表色系又は日本塗料工業会標準色見本帳の記号を記入してください。
- 8 「素材」欄には、表面仕上げの素材等をできるだけ詳しく記入してください。（例：ステンレスヘアライン仕上げ、鉄部溶融亜鉛メッキ仕上げ、御影石ジェットパーナー仕上げ、コンクリート打放し、小口タイル張り等）
- 9 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該工作物の建設等に当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 10 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

(別紙 3)

(表)

行為の内容(開発行為、土地の開墾・土石の採取・鉱物の掘採その他の土地の形質の変更又は屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積)

開発行為、 土地の開墾 その他の土地の形質の変更	土地の面積 _____m ²	変更後の 土地の形状	
	のり 法面又は 擁壁の規模 高さ_____m	のり 法 面 等 の 外 観	
	長さ_____m	緑化の方法	
	勾配 : _____		
土石の採取・ 鉱物の掘採	土地の面積 _____m ²	採取又は 掘採の 位置・方法	
	のり 法面又は 擁壁の規模 高さ_____m	跡 地 の 緑 化 の 方 法 等	
	長さ_____m		
	勾配 : _____		
屋外における 土石・廃棄物・再生 資源その他の物件の堆積	土地の面積 _____m ²	物件の種類	
	堆積又は 貯蔵の高さ 高さ_____m	堆積又は 貯蔵の 位置・方法	
		遮 蔽 の 方 法	
景観上配慮した事項 その他参考となる事項			

備考

- 1 「開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更」欄
 - (1) 「変更後の土地の形状」欄には、変更後の土地の段差及び傾斜の状況等について記入してください。
 - (2) 「法面等の外観」欄には、法面又は擁壁の勾配、擁壁の素材等について記入してください。
 - (3) 「緑化の方法」欄には、緑化面積、樹種、緑化の工法、既存樹木の活用等について記入してください。
- 2 「土石の採取・鉱物の掘採」欄
 - (1) 「採取又は掘採の位置・方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を目立ちにくくするための位置及び方法について記入してください。
 - (2) 「跡地の緑化の方法等」欄には、跡地の緑化面積、樹種、緑化の工法等及び法面の形状や行為地の周囲の地形にあわせるための措置について記入してください。
- 3 「屋外における土石・廃棄物・再生資源その他の物件の堆積」欄
 - (1) 「物件の種類」欄には、堆積又は貯蔵する物件の種類について記入してください。
 - (2) 「堆積又は貯蔵の位置・方法」欄は、整然とした堆積又は貯蔵とするための措置について記入してください。
 - (3) 「遮蔽の方法」欄には、主要道路等の公共空間から行為地を遮蔽するための措置について記入してください。
- 4 「景観上配慮した事項その他参考となる事項」欄には、当該行為を行うに当たって、特に留意した事項等を記入してください。
- 5 各欄に記入できない場合は、別紙又は添付する図書等に記入してください。

（表）

景観計画区域内における行為の事前協議申出書

年 月 日

（宛先） 鳥羽市長

（〒 ）
住 所
申出者 氏 名 ⑩
〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名 〕
電 話

鳥羽市景観条例第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり申し出ます。

行 為 の 種 類	建築物等	(1) 建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更					
		用 途 （ ）						
	(2) 工 作 物	ア新設 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更						
		種 類 （ ）						
		(3) 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	目 的					
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更								
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積								
行 為 の 場 所								
行為の着手予定年月日			年 月 日		行為の完了予定年月日		年 月 日	
連 絡 先	所 在 地 及 び 電 話 番 号	所在地 電話番号 （ ） —						
	名 称 及 び 担 当 者 名	名称 担当者名						
※ 受 付 欄					※ 処 理 欄			

（規格 A 4）

(裏)

備考

- 1 申出書は、正副2部提出してください。
- 2 行為の種類に応じて、様式第2号の別紙1、別紙2又は別紙3を添付してください。
- 3 景観法施行規則第1条第2項第1号から第4号までに規定する図書を添付してください。
- 4 「申出者」は、建築主又は施主の住所、氏名等を記入してください。
- 5 「行為の種類」欄は、該当する番号及び記号を○で囲んでください。また、建築物にあっては、用途（例：事務所、賃貸共同住宅、共同商業施設、工場、パチンコ店等）を、工作物にあっては種類（例：煙突、鉄柱、高架水槽、アスファルトプラント等）を（ ）内に記入してください。
- 6 「連絡先」欄は、申出内容の照会先として、申出者以外の者（設計者、施工者等）を希望する場合に記入してください。
- 7 ※印の欄は、記入しないでください。

（ 番 号 ）
年 月 日

勸 告 書

様

鳥羽市長

年 月 日付で届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての基準に適合しないので、景観法第 16 条第 3 項の規定に基づき、必要な措置を講ずるよう次のとおり勧告します。

行 為 の 種 類 ・ 用 途			
行為の場所			
届 出 日	年 月 日	着手予定日	年 月 日
勸 告 内 容			

（ 番 号 ）
年 月 日

命 令 書

様

鳥羽市長

年 月 日付で届出のあった行為については、景観計画に定められた当該行為についての基準に適合しないので、景観法第17条第 項の規定に基づき、必要な措置を講ずるよう次のとおり命令します。

行 為 の 種 類 ・ 用 途			
行 為 の 場 所			
届 出 日	年 月 日	着 手 予 定 日	年 月 日
命 令 内 容			

教 示 この通知書に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥羽市長に対して審査請求をすることができます。

また、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥羽市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

（表）

	第 号
身 分 証 明 書 （写真） 縦 3 cm × 横 2.5 cm 所 属 職 名 氏 名 上記の者は、景観法第 17 条第 8 項に規定する原状回復等又は立入検査若しくは立入調査を行う職員であること証する。 年 月 日 鳥羽市長 印	

（裏）

景観法(抜粋)

（変更命令等）

第 17 条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為(略)について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。(略)

7 景観行政団体の長は、第 1 項の規定の施行に必要な限度において、同項の規定により必要な措置をとることを命ぜられた者に対し、当該措置の実施状況その他必要な事項について報告をさせ、又は景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第 6 項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

（ 番 号 ）
年 月 日

景観計画区域内における届出に係る行為の着手制限期間短縮通知書

様

鳥羽市長

年 月 日付で届出のあった次の行為について、景観計画に定める景観形成基準に基づき審査したところ、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと認められるので、景観法第18条第2項の規定により、同条第1項本文の行為着手の制限の期間を短縮したので、鳥羽市景観条例第14条の規定に基づき通知します。

受 理 年 月 日	年 月 日
行 為 の 種 類	
行 為 の 場 所	
短縮後の行為着手の制限の期間	届出を受理した日から 年 月 日まで

※行為の着手については、この通知書のほか、他の法令の規定によるものとします。

様式第10号（第16条関係）
景観計画区域内における行為の届出に係る完了報告書

年 月 日

（宛先） 鳥羽市長

報告者 住 所
氏 名 ⑩
〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕
電 話

景観法第 16 条の規定により届け出た行為を完了しましたので、鳥羽市景観条例第 15 条の規定により、次のとおり報告します。

行 為 の 種 類 ※該当番号を○印で囲んでください。	(1) 建築物 (2) 工作物 (3) 都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為 (4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更 (5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
行 為 の 場 所	
受 付 年 月 日	年 月 日
受 付 番 号	第 号
完 了 年 月 日	年 月 日

備考
この完了報告書には、景観計画区域内における行為の届出書（変更届出書及び通知書）に添付した現況写真と同じ地点から撮影した行為の完了の状況を示す写真を添付してください。

景観重要建造物等指定提案書

年 月 日

（宛先）鳥羽市長

住所
(〒)

提案者 氏 名

電話

法人その他の団体にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

印

景観法第 条第 項の規定により、景観重要建造物等の指定について提案します。

景観重要建造物等	建 造 物 の 名 称 又 は 樹 木 の 樹 種	
	所 在 地	
建 造 物 の 外 観 又 は 樹 木 の 樹 容 の 特 徴		

備考 景観重要建造物の指定の提案の場合にあつては景観法施行規則第7条第1項各号に掲げる図書を、景観重要樹木の指定の提案の場合にあつては同規則第12条第1項各号に掲げる図書を添付してください。

景観重要建造物等指定通知書

(番 号)
年 月 日

様

鳥羽市長

景観法第 条第 項の規定により次のとおり指定をしましたので、同法第 条第 項の規定により通知します。

区	分	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木	
指定番号及び指定年月日		景（建・樹）第 号 年 月 日	
建 造 物 の 名 称 又 は 樹 木 の 樹 種			
建造物又は樹木の所在地			
建 造 物 又 は 樹木の所有者	住 所		
	氏 名		
指 定 の 理 由 と な っ た 外 観 の 特 徴			
景観法第19条第1項に 規定する土地その他の 物 件 の 範 囲			
備	考		

30 センチメートル	
名 称 所在地	鳥羽市景観重要建造物（樹木）
指 定 番 号 指定年月日	第 年 月 日
鳥羽市長	
21 センチメートル	

景觀重要建造物等現狀變更許可申請書

年 月 日

(宛先) 鳥羽市長

$$(\overline{\tau} \quad \quad \quad)$$

申請者 住所氏名

法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電話

景観法第 条第 項の規定により、次のとおり申請します。

区	分	□景観重要建造物	□景観重要樹木
指定番号及び指定年月日	景（建・樹）第	号	年 月 日
建造物の名称又は 樹木の樹種			
建造物又は樹木の所在地			
行為の種類、場所、 設計又は施行方法	別紙のとおり		
行為の着手予定日	年 月 日		
行為の完了年月日	年 月 日		
※許可欄（記号番号） 許可の条件（ ） 上記のとおり許可します。 年 月 日 鳥羽市長			

備考

- 1 申請書は、正副2部提出してください。
- 2 ※許可欄には、記入しないでください。
- 3 景観重要建造物の申請の場合にあつては景観法施行規則第9条第2項各号に掲げる図書を、景観重要樹木の申請の場合にあつては同規則第14条第2項各号に掲げる図書を、添付してください。

別紙

行為の種類、現状変更の理由、施行の概要等

行為の種類	建築物	ア新築 イ増築 ウ改築 エ移転 オ外観の変更 カ色彩の変更				
	樹木	ア伐採 イ移植				
現状変更等	現状変更が必要な理由					
	連絡先	住所氏名 電話番号 ()				
景観重要建造物	用途		区分	届出部分	既存部分	合計
			建築面積	m ²	m ²	m ²
	構造	造	延べ面積	m ²	m ²	m ²
		建て	最高の高さ	m	m	m
	仕上材料及び色彩	区分	仕 上 げ		色彩（マンセル記号）	
		屋根				
		外 壁				
	景観重要樹木	樹木の伐採又は移植は	伐採しようとする樹木の高さ及び規模			事後措置
移植しようとする樹木の高さ及び規模			事後措置			

$$(\overline{\tau} \quad \quad)$$

届出者	住所氏名
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所
在地、名称及び代表者の氏名

電話

景観法第 条の規定により、次のとおり届け出ます。

区		分	□景観重要建造物	□景観重要樹木
指定番号及び指定年月日			景（建・樹）第 号	年 月 日
建造物の名称又は樹木の樹種				
建造物又は樹木の所在地				
所有者	変更前の所有者		住所氏名 電話番号（ ）	
	変更後の所有者		住所氏名 電話番号（ ）	
所有者の変更年月日			年 月 日	

景観重要建造物等解除通知書

(番 号)
年 月 日

様

鳥羽市長

景観法第 条第 項の規定により、次のとおり指定を解除しましたので、同法第 条第 項の規定により通知します。

区	分	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木	
指定番号及び指定年月日		景（建・樹）第 号 年 月 日	
建 造 物 の 名 称 又 は 樹 木 の 樹 種			
建造物又は樹木の所在地			
建 造 物 又 は 樹木の所有者	住 所		
	氏 名		
指 定 解 除 年 月 日		年 月 日	
指 定 解 除 の 理 由			

景観重要建造物等原状回復等命令書

(番 号)
年 月 日

様

鳥羽市長

あなたが行った行為は、景観法第 条第 項の規定に違反しているので、同法第 条第 項の規定に基づき、原状回復又はこれに代わるべき措置を講ずるよう次のとおり命令します。

区 分	☐ 景観重要建造物 ☐ 景観重要樹木
指定番号及び指定年月日	景（建・樹）第 号 年 月 日
建造物の名称又は樹木の樹種	
命令の理由	
必要な措置	
履行期限	年 月 日

教示 この命令書に不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、鳥羽市長に対して審査請求をすることができます。

また、この命令書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、鳥羽市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

(参考様式)

委 任 状

代理人

氏 名 _____

住 所 _____

連絡先(電話番号) _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の業務に関する一切の権限を委任
します。

記

業務名

(行為の場所) _____ における

(行為の名称) _____ に関する

- ・ 景観計画に係る景観法第 16 条の規定による届出に関する業務
- ・ その他これに付随する業務

年 月 日

委任者

住所

氏名

印